

泉佐野市いじめ防止基本方針 (第3版)

令和8年1月15日

泉佐野市
泉佐野市教育委員会

目 次

はじめに	P2
I いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	P3
2 基本理念	P4
II 市として取り組む対策	
1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営	P5
2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置	P5
3 学校への支援	P5
4 相談機関の整備と周知	P6
5 保護者など市民への啓発活動	P6
III 学校が実施する措置	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	P7
2 学校いじめ防止委員会の設置・役割等	P8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	P9
IV 重大事態への対処	
1 重大事態とは	P12
2 重大事態対処指針	P12
3 重大事態の報告と対処	P12
4 調査の主体と組織	P13
5 調査結果の報告及び保護者への説明	P13
6 市長による再調査等	P13
巻末資料	P14

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても、より複雑化・深刻化する傾向にあります。

とりわけ、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの急速な普及は、子どもたちの人間関係の構築方法を多様化させているだけでなく、保護者や学校の教職員の認知が困難なネット上のいじめが、大きな社会問題となっています。

このような状況のもと、国では、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や個々の対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25年9月28日に施行されました。

さらに、平成28年11月には、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（いじめ防止対策協議会）が行われ、平成29年3月14日に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。その後、令和6年8月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も改定され、これまで以上に、学校の主体的で積極的な対応や保護者へのより丁寧な説明が求められるようになったところです。

本市でも、平成29年6月に「市いじめ防止基本方針」を策定し、これに沿って、いじめ防止等のための対策を進め、PDCAサイクルによる内容等の点検を行う中で、これまでの方針を一部見直し、令和2年に第2版として改訂しました。さらに国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定等を受けて、フロー図等を見直し、今般、第3版として改訂することとしました。

本基本方針では、教職員がいじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校が組織的にいじめの防止等のための措置を行うことや、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を「学校いじめ防止委員会」の一員として参画させること、並びにその専門的知識を積極的に活用すべきことを明記しております。

また今回の改定では、児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、児童等はもちろんのこと、その保護者に対しても、いじめが発生した際の学校の対処についてあらかじめ示すとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者のケアと安全確保を最優先に対処すべきことを改めて明記したほか、「重大事態対処指針」等の具体的な関係資料についても、巻末資料として盛り込みました。

今後、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和8年1月15日に施行した「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」の趣旨や、改訂後の「市いじめ防止基本方針」（第2版）並びに「学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの防止等のための施策等に関係するすべての人が、今一度、意をひとつにして、連携・協働しながら、いじめの克服に向けた取組みを進めてまいります。

令和8年1月15日

泉佐野市
泉佐野市教育委員会

I いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

(1) 条例における定義

「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）第2条第1号には、いじめとは、「児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

※ 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動のほか、塾やスポーツクラブなど、当該児童等が関わっている学校外の仲間や集団（グループ）も含んだ人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(2) いじめの態様の具体例

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(3) 留意点

① いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめとして認知するか否かの判断に当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童等の立場に立って、その表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

② 良かれと思って行った行為が、意図せずに、その行為を受けた児童等に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、その行為者がすぐに謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能です。

ただし、いじめであることに変わりはないため、「学校いじめ防止委員会」（P8）への情報の提供及び共有は当然必要となります。

③ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合など、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。

これらは、被害を受けた児童等及びその保護者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、それを受けた児童等の内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、児童等の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権を侵害する行為です。

いじめは、全ての児童等に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。

いじめを行うことはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめの未然防止を図るためには、児童等がお互いの違いを認め合い、お互いを尊重することによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが重要です。

とりわけ学校では、児童等が目的を持った学校生活を送り、クラスや自主活動等の集団の中で、信頼と協調に基づく人間関係を構築し、規律を守る力やコミュニケーション能力を育てていくための取組みを、教育活動全体を通じて総合的に推進していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。

地域社会の一員である一人ひとりの大人が、いじめの克服に向けて、学校・家庭・地域などのそれぞれの立場からその責務や役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

とりわけ、地域における児童等との関わりの中で、気になる行動や小さな変化など、いじめの兆候や疑いを把握した場合は、一人で抱え込むことなく、まわりの相談できる人と情報を共有し、その情報を当該児童等の保護者又は学校に伝えるなど、日頃から、関係者間で緊密に連携できるように心がけることが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）や、気がねなく相談できる環境（雰囲気）を醸成する必要があります。

また、地域社会との関わりの中で、児童等に自分も他者もかけがえのない存在として、大切にできる感性を育むことが大切です。

Ⅱ 市として取り組む対策

1 泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

市は、条例第23条に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、市教育委員会（以下「市教委」という。）の附属機関として「泉佐野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

協議会は、学校、市教委、警察署及び市長部局等により構成し、「市いじめ防止基本方針」に基づく施策を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

また、PDCAサイクルにより「市いじめ防止基本方針」の内容を点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 泉佐野市いじめ防止対策審議会の設置

市は、条例第31条に基づき、いじめの防止等のための施策を実効的に行うため、市教委の附属機関として「泉佐野市いじめ防止対策審議会」を設置します。

審議会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、「市いじめ防止基本方針」に基づきいじめの防止等のための対策について審議するとともに、条例第21条第2項に基づき、学校での「重大事態」に係る調査審議を行う場合があります。

3 学校への支援

(1) 学校の取組みに対する指導等

市教委は、学校による「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直しや体制の確立、及びいじめの防止等に関する措置等に関して指導・助言するとともに、必要な情報提供を行います。

また、市教委は、生徒指導の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置に努めるほか、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者を派遣し、いじめの防止等を含む教育相談への対応や年間計画に沿った学校の取組みへの支援を行います。

さらに、市教委は、学校でいじめが発生した際、必要に応じて、指導主事の派遣や、臨床心理士等外部の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

(2) 教職員の資質向上

市教委は、学校でのいじめの防止等に関する措置が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教職員の資質能力の向上を図ります。

4 相談機関の整備と周知

(1) 教育相談の実施

市教委は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、「教育支援センター」による相談を実施します。

(2) 相談窓口の広報

市教委は、市の広報紙やホームページにおいて、「教育支援センター」に開設している相談窓口について広報します。

また、市教委は、大阪府が実施している「24 時間電話相談」や大阪府教育センターでの教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）等を学校でも周知するとともに、市のホームページ等において広報します。

5 保護者など市民への啓発活動

条例第 8 条では、保護者の責務として、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導等を行うこと、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護すること、さらに、市や学校が実施するいじめ防止等のための施策や措置に協力するよう努めるものとしています。

また、条例第 9 条では、市民の役割として、地域社会において、児童等を見守り、児童等が健やかに成長できる環境づくりに努めるものとしています。また、いじめが行われ、又は行われていると疑われるときは、学校や市教委に通報する等、学校や市教委の講ずる措置に協力するよう努めるものとしています。

市教委は、保護者や市民がこれらの責務や役割を自ら果たすことができるよう、PTA対象の人権研修を実施するほか、保護者のみならず広く市民に対して、いじめの防止等のための施策や措置について、広報・啓発に努めます。

Ⅲ 学校が実施する措置

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の内容

学校は、条例第 10 条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

「学校いじめ防止基本方針」には、概ね、次の事項を記載します。

- いじめ防止等に関する学校の基本的な考え方
- 「学校いじめ防止委員会」の設置・運営
- 未然防止に関する事項
- 早期発見に関する事項
- 通報や相談があった場合の対処（「重大事態」を含む）
- 当事者である児童等及びその保護者への指導・支援や助言
- いじめが発生した集団への働きかけ
- ネット上のいじめへの対応

また、学校は、児童等が自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等に関する措置の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の運用

「学校いじめ防止基本方針」に示す措置等の内容が、学校の実情に即して十分に機能しているかについて、「学校いじめ防止委員会」を中心に、P D C A サイクルにより随時、点検し、必要に応じて見直します。

また、その見直しに際しては、検討段階から、児童等及びその保護者のほか、いじめの防止等に関わる関係者の意見等を取り入れるように努めます。

そのためにも、「学校いじめ防止基本方針」の内容を、入学時や各年度の開始時に児童等及びその保護者、その他の関係者に必ず周知するほか、Web ページなどにも掲載します。

※ いじめが発生した際の学校の対処等について、あらかじめ広く周知することは、児童等に学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながるものです。

以上のほか、いじめの防止等に関する措置が、体系的・計画的に行われるよう、学校としての包括的な方針を定め、その具体的な内容をプログラム化した「学校いじめ防止プログラム」を策定し、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等についても、校内で組織的に対応できるようにするなど、学校の実情に即して「学校いじめ防止基本方針」の効果的な運用を図ることが必要です。

2 学校いじめ防止委員会の設置・役割等

(1) 「学校いじめ防止委員会」の設置

学校は、条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員のほか、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）その他の関係者により構成する「学校いじめ防止委員会」を設置し、次の①及び②に留意して運営します。

① 組織的な対処

いじめ（その疑いを含む）の問題を特定の教職員で抱え込まず、委員会が中心となって、学校全体が組織的に対処します。

② 専門家との連携

いじめの問題の解決を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を積極的に活用します。

(2) 「学校いじめ防止委員会」の役割

① いじめの未然防止

- いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくり

② いじめの早期発見・事案対処

- 早期発見・事案対処に資する各種情報の収集・記録・共有
- 早期発見のための通報・相談窓口

（教職員からの対応記録（5W1H）の報告受理を含む）

- 教職員をつなぐ

いじめ（その疑いや人間関係に関する悩みも含む）に関する情報を得た場合の、保護者への連絡に関する助言

緊急会議の開催（全教職員への迅速な情報伝達・対処に関する意思統一）

アンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握

いじめであるか否かの判断

- 当事者及びその保護者へ対応

いじめを受けた児童等及びその保護者に対する支援

いじめを行った児童等及びその保護者に対する指導体制と対応方針の決定

（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談窓口の開設、その周知を含む）

③ 「学校いじめ防止基本方針」に基づくその他の取組み

- 取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- 年間計画に基づくいじめの防止等に関する校内研修の企画と計画的実施
- 「学校いじめ防止基本方針」のPDCAサイクルによる点検・見直し

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

① 児童等の人権意識を育む

いじめを生み出さないために、児童等がお互いに違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団づくりを進めていくことが必要です。

学校は、児童等が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション能力を育てていくための取組みを、教育活動全体を通じて、総合的に推進していきます。

② 自治意識を育成する

いじめの未然防止に向けては、児童等が、人と人との関わり合いを通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っているという自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要です。

学校は、日頃より児童等に活躍の場や目標達成の機会を設定するとともに、教職員をはじめとするまわりの大人が、いかに関わるべきかを常に意識しながら、児童等に接していく必要があります。

例えば、児童会、生徒会活動等を通じて、児童等の絆づくりや居場所づくりに向けての取組みを行い、個々の児童等の「自分も仲間も大切にする」という意識を育んだり、いじめを自分たちの問題としてとらえ、どうすればなくすことができるかを自ら考え、実践する態度を養うよう指導することが重要です。

(2) いじめの早期発見

① 児童等の小さな変化（サイン）を見逃さない

いじめの未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難です。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、保護者や教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。

学校の教職員は、教職員同士だけではなく、保護者その他関係者と連携しながら、児童等の小さな変化（サイン）に気付く力を高め、早い段階からの確に関わりを持てるように努めます。

また、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童等が教職員等にいじめを訴えやすい体制を整えます。

② 情報を共有し、迅速な対処につなげる

多くの場合、一人の教職員でいじめの全体像を把握することは困難なため、児童等の小さな変化やいじめの兆候を把握したときは、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速な対処につなげる必要があります。

学校の教職員は、自ら把握した小さな兆候を学校全体で共有するだけでなく、保護者に迅速に伝達するためにも、日頃から、保護者とのコミュニケーションを図り、良好な関係を築くように努めます。

(3) いじめへの対処

① 事実関係を確認し、いじめを受けた児童等及びその保護者のケアと安全確保を行う いじめ(あるいはその可能性)が確認された場合、まずは、いじめを受けた児童等や、いじめを知らせてきた児童等の安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう、保護者その他関係者とも緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。

その上で、いじめを行ったとされる児童等に対して、事実関係の確認を行います。

その際、「いじめを受けた児童等にも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなた(被害者)が悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なわないよう留意する必要があります。また、児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する必要があります。

併せて、いじめを受けた児童等が、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童等を、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ることが重要です。

学校は、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」：大阪府教育委員会（P21）、や「レベルに応じた問題行動への対応チャート」：市教委（P22）を活用するなど、市教委や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対処していきます。

② いじめには厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめを行った児童等に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。

しかし、指導後も改善が見られず、いじめ行為を繰り返し行うなど、他の児童等の適切な教育に妨げがあると認める場合は、「泉佐野市立学校の管理運営に関する規則」第18条の2の規定に基づく出席停止も含め、いじめを行った児童等には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要があります。

この際、大切なことは、いじめを行った児童等の保護者との連携です。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対処を適切に行えるよう保護者の協力を求める必要があります。

いじめを行った児童等自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめを行った児童等が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童等との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ、規範意識や社会性を育成していくことが重要です。

また、状況に応じて、警察や福祉機関との連携による指導も必要です。

以上のことを踏まえ、学校は、いじめを行った児童等に対して、毅然とした態度で粘り強く指導します。

③ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりしながらも、様々な思いを抱えている児童等がいます。

はやしたてたり、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」であっても、いじめを受けた児童等にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが必要です。

学校は、その集団に属する一人ひとりの児童等に対して、いじめを受けた児童等の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、意識や行動の変容を求めていきます。

(4) いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の①及び②の2つの要件が満たされていない限りなりません。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月が目安）継続していること。

② いじめを受けた児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、その状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等については、日常的に注意深く観察することが重要です。

Ⅳ 重大事態への対処

1 重大事態とは

近年、全国的に、子どもの生命や身体又は財産に関わるような「重大事態」が続発しています。

こうした「重大事態」が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、原因と課題を明らかにした上で、これに類する事態が繰り返されないことがないよう、必要な対策を講じなければなりません。

そのため、市教委及び学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

(1) 重大事態の意味

条例第2条第2号には、学校又は市教委が、事実関係を明確にするための調査を行う「重大事態」として、次の①及び②の事態を示しています。

① 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがあると認める事態

(例) いじめを受けた児童等が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認める事態

※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合は、これに関わらず、学校及び市教委の判断により、必要な調査に着手します。

2 重大事態対処指針

市教委は、いじめを受けた児童等の生命、心身及び財産の保護のため、当該児童等及びその保護者の意向を最優先しながら、組織的な対処を行うための指針として、「重大事態対処指針」(P23)を定めます。

3 重大事態の報告と対処

「重大事態」が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に報告するとともに、「重大事態対処指針」に沿って、迅速に対処します。

4 調査の主体と組織

市教委は、学校から「重大事態」発生の報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

「学校いじめ防止委員会」が調査を行います。

市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

(2) 市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、「重大事態」への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委が調査を行います。

この場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査に当たります。

5 調査結果の報告及び保護者への説明

学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて、市長に調査結果を報告します。

また、市教委が主体となった場合も、市教委が、市長に報告します。

さらに、学校又は市教委は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

6 市長による再調査等

(1) 再調査の方法

① 5の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。

② 再調査は、公平性・中立性を担保するため、「泉佐野市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。

③ 市は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 市長は、学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、学校に対して当該調査に係る「重大事態」への対処又は当該「重大事態」と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

巻 末 資 料

- 資料1 「泉佐野市いじめ認知改善プラン」
(泉佐野市教育委員会 令和元年7月)
- 資料2 「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」
(大阪府教育委員会 平成26年2月)
- 資料3 「レベルに応じた問題行動への対応チャート」
(泉佐野市教育委員会 平成30年3月)
- 資料4 「重大事態対処指針」
(泉佐野市教育委員会 令和8年1月)

泉佐野市 いじめ認知改善プラン

泉佐野市教育委員会
令和元年7月

いじめ認知改善プランの作成にあたって

教育は、人格の完成に資する営みであり、子どもに関わるすべての人びとが、そのことを自覚し、人権尊重の精神を貫いて実践することが重要です。そして、子どもが社会で、安心して安全に学ぶことができるためには、学校や家庭、地域といった、子どもの身近な生活基盤での人間関係や集団の質はとても大切な要素となります。

学齢期は、まさに集団生活を通して人間関係を築いていく時期であり、集団がその土台となって、個性や人格、生きる力が形成されていきます。しかし、集団生活では、集団であるがゆえに、個々のさまざまな心情が交錯して、人権をないがしろにする行為が後を絶たない現状があります。中でも、いじめは深刻な問題です。なぜなら、いじめは人の命を奪いかねない行為であり、また、いじめによる心の傷は生涯にわたりはかり知れない影響を及ぼすことがあるからです。私たちは、このことを肝に銘じておかねばなりません。

平成31年1月、本市において、子どもが自らの尊い命を絶つ事案が発生しました。自死との因果関係は判断できなかったものの、いじめがあったことが確認されています。当時、いじめを見抜けなかったことを猛省するとともに、本市の学校におけるいじめ認知件数の極めて少ない状況を改善する必要があります。いじめの未然防止が本市の最重要課題であると捉えています。

「いじめは絶対に許されない行為だ」という認識をすべての人がもつことはもとより、いじめをしない、かかわらない、傍観しない、また、いじめを受けないための力を育てるために、なにはさておき、教職員の見えにくいところで起こっているいじめに気づき、また、見抜いて、その背景や原因を分析する力が学校には不可欠です。

この「いじめ認知改善プラン」は、自死事案の報告書のうち、いじめ防止の提言を受けて作成しました。時を同じくして大阪府教育庁もいじめ対応改善のために「いじめ対応セルフチェックシート」を作成しました。これらの内容をふまえ、ぜひ、各学校で確固たる組織的指導体制のもと、子どもの安心安全を守り抜き、いじめの未然防止に全力で取組まれることを切望します。

令和元年7月2日

泉佐野市教育委員会

報告書について

報告書は、泉佐野市教育委員会（以下「市教委」という。）が設置した「検証委員会」において、本事案に係る基本調査で得られた情報の範囲内で、かつそれらの情報を前提として、5人の外部専門家の助言を受けながら、取りまとめたものである。また、これまでの当該校及び市教委の取り組みを振り返り、問題点等について検証することにより、当該校を含む全ての市立小中学校での再発防止に向けた取り組みの推進につなげるものである。

報告書の『再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言』では、「すぐに取り組む必要があること」「長期的な取り組みについての提言」に分けての記載があり、その具現化が必要である。

再発防止に向けた今後の学校及び市教委の取り組みへの提言

すぐに取り組む必要があること ～いじめ防止に関する対策の改善に向けて～

(1) 児童生徒のサインを見逃さない

- ① 教職員が、今以上にいじめアンケート調査やQU（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の分析結果を検討・共有するとともに、有効に活用できる仕組みを確立すること。
- ② いじめアンケート調査や校内いじめ防止委員会などは実施時期が決まっているが、児童生徒のトラブルや関係は日々刻々と変化するものであることから、日常の授業や行事、部活動、その他の活動の中での児童生徒のサインを見逃さないようにすること。

(2) 教職員をつなぐ

- ① 児童生徒に関わる教職員がフォーマルに、かつインフォーマルに、児童生徒のことを語り合う場を持つこと。
- ② その上で、教職員がチームとして機能すること。

(3) 児童生徒の声を聴く

- ① 必要に応じて、個別に児童生徒の声を聴いたり、あるいは小さなグループで語り合い相談できる場を学校の中に様々につくられるよう努力すること。
- ② いじめアンケート調査後に行われる教育相談についても、必ずしも毎回担任が行うのではなく、児童生徒が相談する教職員を選べるようにするなど、児童生徒が話しやすい又は話したいと思える環境を整えること。
- ③ 学生ボランティア等や地域の方々の協力を求めるなど、学校・学級を外に開いていくことを検討すること。
- ④ 上記①から③の前提として、授業や行事活動、日常会話などにおいて、教職員と児童生徒の関係が、教える者と学ぶ者の一方向の関係に陥らないように、教職員が児童生徒の応答や活動を引き出すように働きかけ、その心情や行動を感じとり反応するという双方向の関係をつくるために不断の努力をすること。

(4) 児童生徒が声を上げるための取り組みを企画する

- ① 児童生徒がSOSを出す方法をとりたてて学んだり、気持ちを表出している友人にどう声掛けすればいいのか学ぶこと。
- ② 児童生徒が問題を感じた際に、「声を上げれば必ずその声が聴かれ、希望すれば対応をしてもらえる。さらに、問題が関連する組織（学級や部活動、学校全体）で公的に取り上げられ、議論され、解決される。」ということを日常的に経験できるようにしていくこと。

(5) 専門家との連携

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内体制の一員として認識し、積極的に相談すること。
- ② 外部専門家の情報を各学校が共有し活用できるように、市教委を中心としたネットワークを形成すること。
- ③ 外部専門家だけではなく、地域の方々や学生ボランティア等との連携も視野に入れて、教職員のさらなる多忙化につながらないように、学校を外に開く取り組みを検討すること。

(6) 保護者との連携のあり方を考える

- ① 保護者との協働意識を持った関係、例えば、気になったことを伝えることができた、何か問題があれば一緒に取り組んでもらえるような関係を構築していくこと。
- ② 児童生徒がキャリアについて学ぶ機会や総合的な学習の時間など、機会があれば、保護者に、講師やサポーターをお願いし、保護者とは違う立ち位置から児童生徒を見守り、学校・学級の応援団になってもらうなどの工夫を考えていくこと。
- ③ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を図ること。

長期的な取り組みについての提言 ～改めて学校という場を問い直す～

(1) 授業・行事・部活動を見直す

- ① 児童生徒が絶えず出会い／出会い直しができるように、様々な仲間につながる活動や場をつくり出していくこと。その中で、「どうみられるか」ではなく「どうしたいか」が言えたり、考えたりできるように、学校の中の活動や組織、授業のあり方を検討していくこと。
- ② 行事や活動が削減される傾向にある中で、中学校では3年間を見通して、どの時期にどのような活動を、なぜ入れていくのか、教職員はもとより生徒自身が確認できるように、関係づくりの観点からも、検討して取り組んでいくこと。

(2) 問い、話し、考える場をつくる

- ① 教職員と児童生徒が、授業やホームルーム、行事、部活動などの活動の意味を再確認する際に、「問い、話し、考える場」になっているのかどうか、という視点をもつこと。

泉佐野市いじめ認知改善プラン

1 基本理念（いじめ防止対策推進法 第3条）

- (1) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめの影響や問題について、児童生徒が理解を深められるようにする。
- (3) 市、学校、地域、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することをめざす。

2 基本目標

- (1) いじめの未然防止への取り組みを推進する。
- (2) いじめの早期発見・早期対応への取り組みを推進する。
- (3) いじめの解決を図るため、専門家・関係機関と連携した取り組みを推進する。
- (4) いじめの解決を図るため、組織的な推進・検証体制の充実を図る。

3 いじめの基本認識

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめは、どの児童生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、そもそも気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。
- いじめは、暴力を伴わなくとも、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。

4 基本構想

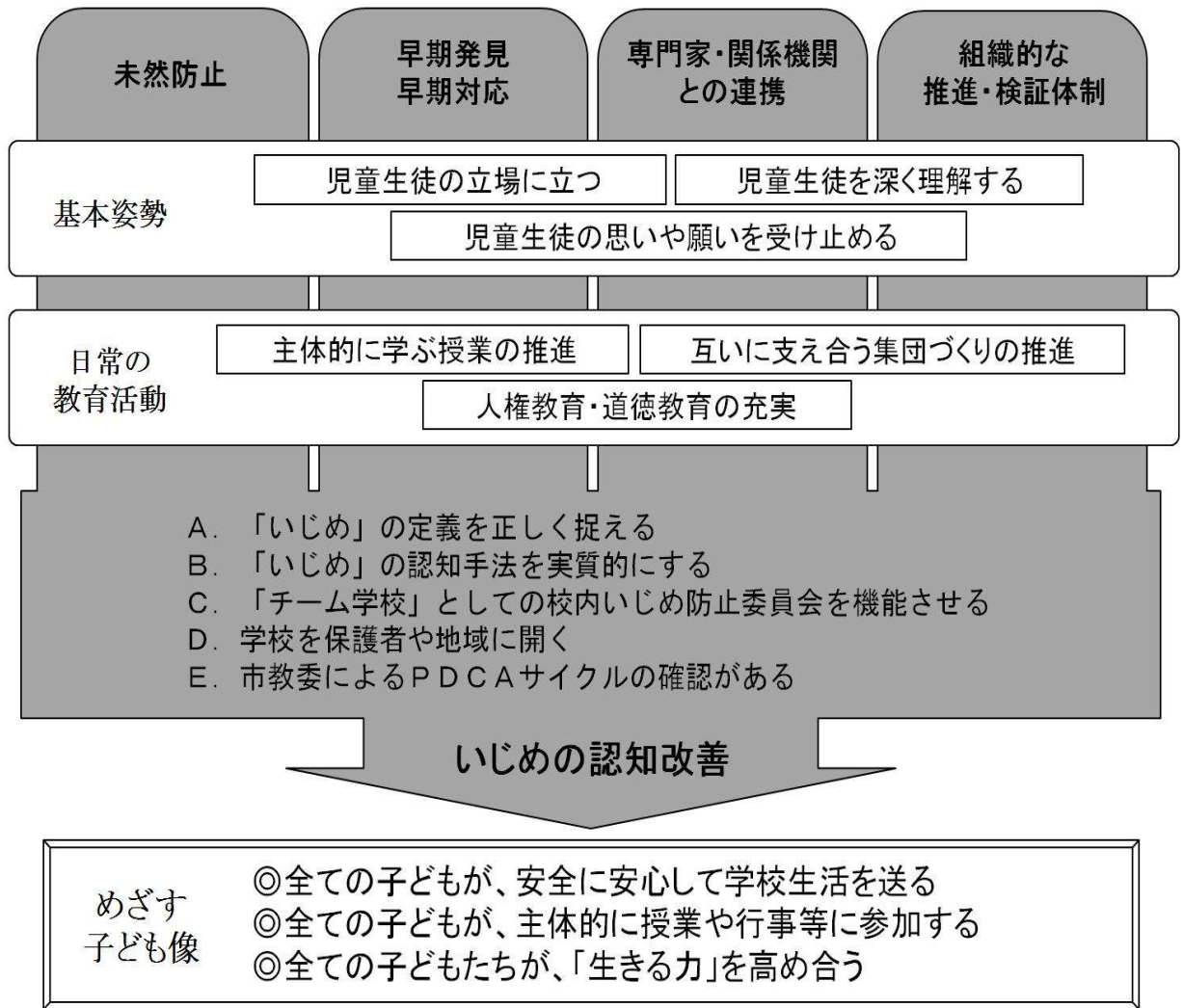
【基本姿勢】

- ① 児童生徒の立場に立つ
教職員は、全ての児童生徒を人格のある人間として接し、一人ひとりの個性と向き合い、児童生徒の立場に立って守りきるという姿勢が必要である。
- ② 児童生徒を深く理解する
教職員は、厳しい課題を有している児童生徒を集団の中に位置づけ、その表情や現象のうらにある心の叫びを敏感に感じとろうとする等、児童生徒に寄り添い、理解しようと努める必要がある。
- ③ 児童生徒の思いや願いを受け止める
教職員は、全ての児童生徒の可能性を信じ成長を願うとともに、予断をもった判断をせず、児童生徒の思いや願いを受け止めることが大切である。

【日常の教育活動】

- ① 主体的に学ぶ授業の推進
教職員は、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識し、全ての児童生徒が参加・活躍する主体的に学ぶ授業を進める中で、学力とともに自己有用感を高めていくことが必要である。
- ② 互いに支え合う集団づくりの推進
教職員は、児童生徒が安心して学校生活を送るために、信頼と協調に基づき互いに支え合う人間関係の形成が、一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育むように努める必要がある。
- ③ 人権教育・道徳教育の充実
教職員は、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる人権教育や、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を、学校の教育活動全体で充実させる必要がある。

【基本構想図】



5 いじめ認知改善プラン 推進の方向性

A. 「いじめ」の定義を正しく捉える

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう定義を正しく捉えることに努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ防止委員会を開催し、情報を共有した上で行うようにする。

「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのあかしであり、いじめ解消に向けた取り組みのスタートラインである。」という認識に全教職員がたち、できるだけ早い段階から、いじめではないかという疑いをもって、その可能性があるものについて積極的に認知していくことが、重大事態につながることを未然に防ぐことにもつながる。

- ⇒① 市教委が、資料を作成し、管理職が全教職員に周知する
- ② 市教委が、研修を実施し、管理職及び担当者に周知する
- ③ 学校が、校内研修を実施し、全教職員に周知する

B. 「いじめ」の認知手法を実質的にする

いじめの早期発見、早期対応のため、学校いじめ防止基本方針に則った定期的なアンケート調査や教育相談の実施を学校全体として組織的に進める。また、調査・相談の時期や内容についても児童生徒の実態に即したものであるかの検証をPDCAサイクルにより定期的に行う。

さらに、相談窓口の周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携など、児童生徒の相談体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていく。

- ⇒① 市教委が、見直しポイントを示し、学校が、学校いじめ防止基本方針見直しを行う
- ② 学校が、子どもたちの発信ツールを意図的に複数設ける
- ③ SC/SSW が、いじめアンケートやQUの分析に参加し、助言を行う（年間複数回）

C. 「チーム学校」としての校内いじめ防止委員会を機能させる

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換及び共有することが大切である。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく校内いじめ防止委員会により、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるよう位置づけることが重要である。

- ⇒① 市教委が、役割等を含めて校内いじめ防止委員会のモデルを示す
- ② 学校が、モデルをもとに実践しているのか、市教委が確認する
- ③ SC/SSW が、校内いじめ防止委員会に参加し、助言を行う（年間複数回）

D. 学校を保護者や地域に開く

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取り組みをより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

P T A等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもP T A等とも十分協議する。さらに、学校いじめ防止基本方針等を広く周知するなど、学校と地域の連携により、校内外にわたって児童生徒が地域の大人と接する場面を増やすことによって、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ⇒① 学校が、保護者への発信ツールを意図的に複数設ける
- ② 学校が、学校いじめ防止基本方針を積極的に周知する（HPの公開）
- ③ 学校が、学生ボランティアや地域の方がたに協力を求める取り組みを明確にする

E. 市教委によるPDCAサイクルの確認がある

市教委による学校におけるいじめの防止等の取り組みの点検・充実にいじめの実態把握の取り組み状況等、各学校における定期的なアンケート調査や教育相談等のいじめ問題に係る組織的な取り組み状況を点検するとともに、市の動向や成果・課題などを定期的・継続的に学校に情報提供するなどを通じ、学校におけるいじめの防止等の取り組みの充実に促す。

また、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の調査」等に関し、いじめの認知件数に学校間で大きな差がある場合や、認知件数の少ない学校が多い場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認の上、当該校への指導助言を実施する。

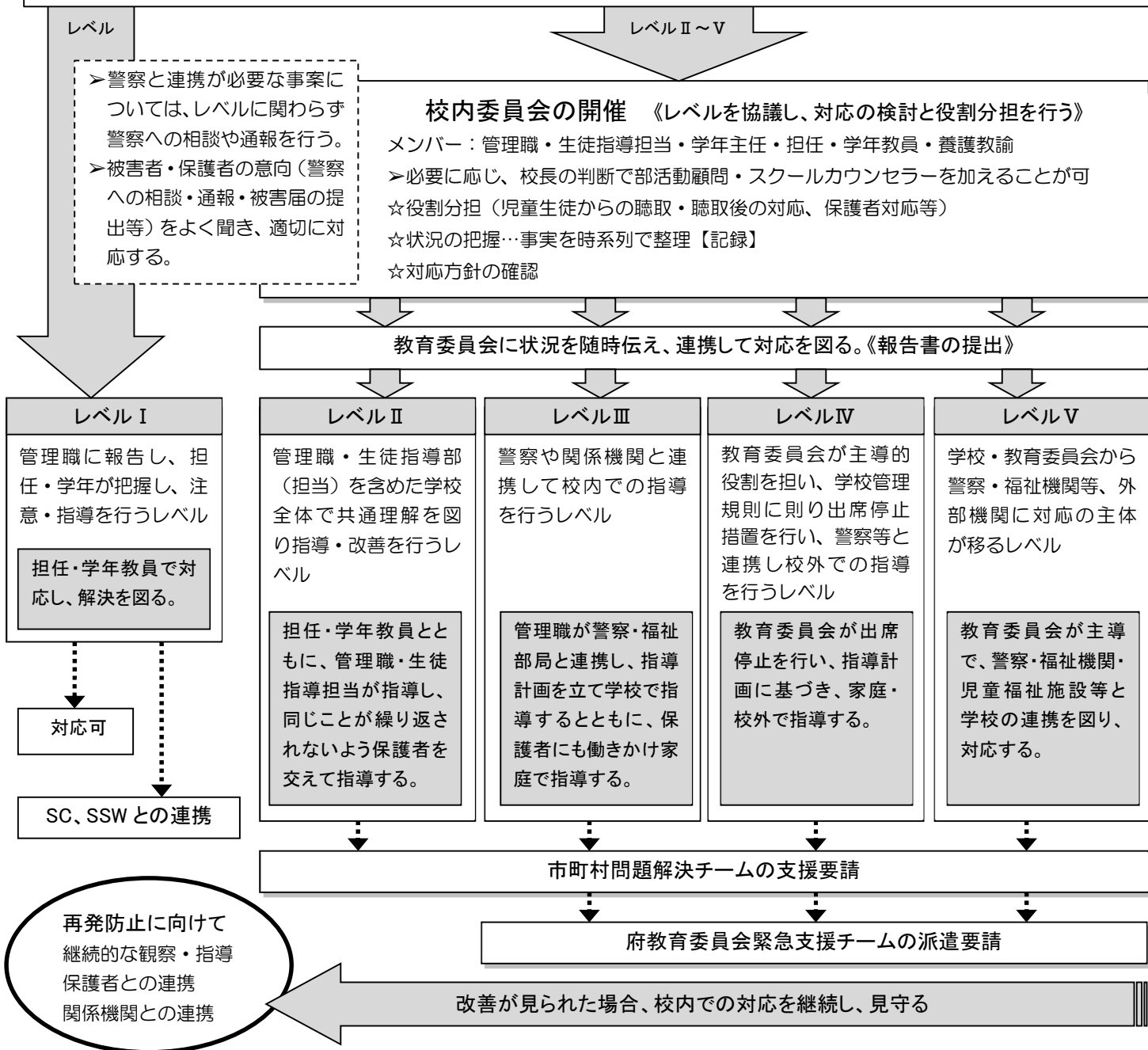
- ⇒① 市教委が、ヒアリングや訪問により、学校の状況をリアルタイムに把握する
- ② 市教委が、学校いじめ防止基本方針に基づく各校の進捗状況確認を行い徹底する
- ③ 市教委が、校園長会等の会議においていじめの認知状況について確認し情報共有する

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
 - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
 - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
 - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
 - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

レベルに応じた問題行動への対応チャート

泉佐野市教育委員会

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル1～3の3段階に分けて例示しています。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点です。

- ①加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請します。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぎます。
- ③教職員が適切な指導が行えるようにします。
- ④問題行動の重篤度に応じた対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等に理解・協力を求めます。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行います。
- 被害者・保護者の意向をよく聞き、適切に対応します。
- 校内で問題行動のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

レベル1

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年が中心となり、注意や指導を行います。

- ◇からかい ◇無視 ◇悪口 ◇攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
- ◇無断欠席・遅刻 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年・生徒指導担当が中心となり、学校全体で共通理解をはかり、指導・改善を行います。

- ◇悪口・陰口・軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇暴力（蹴る・叩く・足をかける等）
- ◇賭けごと ◇授業妨害 ◇器物損壊 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル3の対応を行うこととします。

レベル3

関係機関と連携して指導・改善を行います。

- ◇脅迫・強要行為 ◇暴言・誹謗中傷行為 ◇重い暴力 ◇対教師暴力 ◇喫煙 ◇窃盗行為
- ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇無免許運転 など

※原則、学校から教育委員会・警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して、家庭・校外で指導・改善を行います。

※どのレベルの指導においても、子ども一人ひとりの抱えている状況に応じて、段階的指導で対応します。

重大事態対処指針

1. はじめに

本指針は、「泉佐野市いじめ防止基本方針」に基づき定めるものである。

なお、重大事態とは、「泉佐野市いじめの防止等に関する条例」(以下「条例」という。)第2条第2号において、次のように定義されている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 重大事態 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態又はいじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態をいう。

本指針は、重大事態が発生した又はその疑いがある場合の対処指針であるが、そもそも、いじめの未然防止や早期発見の取組みが重要であることは言うまでもない。

したがって、泉佐野市教育委員会(以下「市教委」という。)及び学校は、「泉佐野市いじめ認知改善プラン」より引用した次の点に留意して、まずは未然防止や早期発見に努めるものとする。

◆短期的な取組みについて ～いじめ防止に関する対策の改善に向けて～

- (1) 児童生徒のサインを見逃さない
- (2) 教職員をつなぐ
- (3) 児童生徒の声を聴く
- (4) 児童生徒が声を上げるための取組みを企画する
- (5) 専門家との連携
- (6) 保護者との連携のあり方を考える

◆長期的な取組みについて ～改めて学校という場を問い直す～

- (1) 授業・行事・部活動を見直す
- (2) 問い、話し、考える場をつくる

しかし、市教委及び学校が、いじめの未然防止と早期発見に全力を尽くして取り組んだ場合においても、何らかの形で重症化し、重大事態が発生する可能性は排除できない。

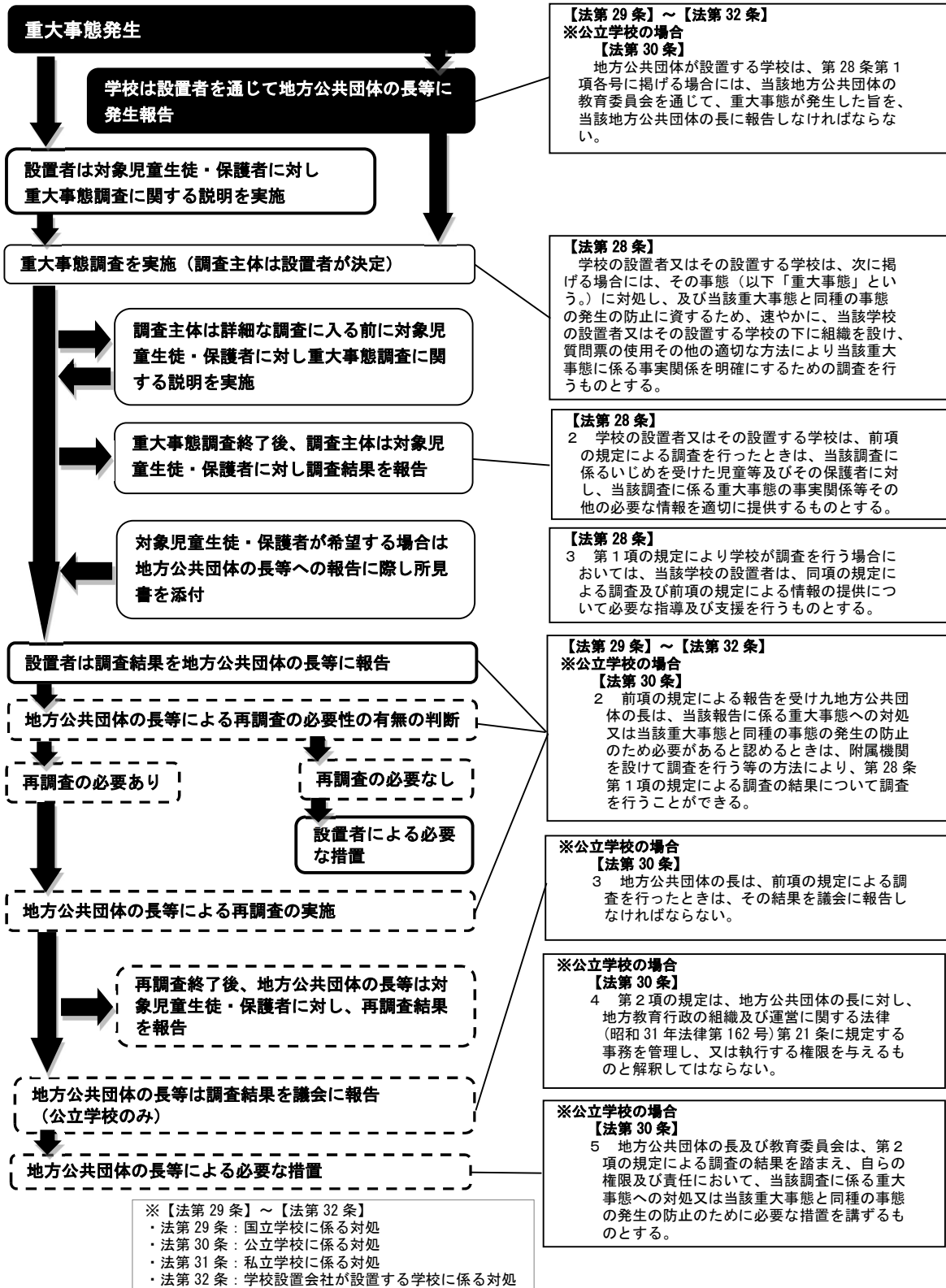
重大事態が発生した場合には、本指針に沿って、いじめを受けた児童等及びその保護者(以下「被害児童等やその保護者」という。)に寄り添い、迅速かつ適切に対処する必要がある。

2. 重大事態への対処に関する基本姿勢

- ① 市教委及び学校は、被害児童等やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たること。
- ② 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。
- ③ 重大事態が発生した場合は、市教委及び学校は、調査により膿を出し切り、いじめの防止等のための施策や措置を見直す姿勢を持つこと。
- ④ 市教委及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。また、状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに留意すること。
また、被害者である児童等やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童等やその保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- ⑤ 市教委及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童等やその保護者に対して調査の結果について適切に説明すること。
- ⑥ 自殺事案の場合、学校外のことで児童等が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、市教委及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有していることを認識すること。
- ⑦ 自殺事案の場合、子どもを亡くしたという心情から、市教委又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。また、市教委及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童等やその保護者に寄り添いながら調査を進めること。
- ⑧ 被害児童等やその保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教委及び学校は、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。また、それが再発防止につながり、そこから新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童等やその保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することは怠ってはならず、安易に重大事態として取り扱わないことを選択するようなことは、あってはならない。

3. 重大事態対処フロー

<一般的な重大事態調査の流れ>



【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】
 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】
 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】
 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 2 前項の規定による報告を受け九地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※ **学校**、 **設置者**、 **調査主体**、 **地方公共団体の長等**

※市教委から府教育庁への報告は、各段階において適宜行う。

4. 重大事態対処チェックシート

※下記チェックリストはあくまで参考であり、実際の対応時には形式的になりすぎることなく、児童生徒や保護者に寄り添いながら、児童生徒の最善の利益のためにとりくむこと

文部科学省 令和6年8月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」より

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】 いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（ガイドライン p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>

そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（ガイドライン p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を經由して当該地方公共団体の長		<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	/
	対象児童生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（ガイドライン p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		<input type="checkbox"/>	
資料例	学校が定期的実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	/
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		<input type="checkbox"/>	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。		<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応（ガイドライン p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		<input type="checkbox"/>	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（ガイドライン p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

説明日：

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（ガイドライン p26～27参照）

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>

⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

(ガイドライン p27～29参照)

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（ガイドライン p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）	<input type="checkbox"/>	

カー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定)を代理として立てるなどの対応を行った。		
---	--	--

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合(ガイドライン p 30参照)

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係児童生徒・保護者に対する説明等(ガイドライン p 30参照)

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義(法第2条第1項に定める定義)や法の趣旨(重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨)等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（ガイドライン p 31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確認・検討事項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	/
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。		<input type="checkbox"/>	

●調査の実施

◆調査全体の流れ（ガイドライン p 31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。		<input type="checkbox"/>	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	/
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
事実関係を整理した。		<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日：

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（ガイドライン p32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（ガイドライン p34～35参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】 調査結果の説明・公表

説明日：

●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（ガイドライン p 39～40参照）

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。	<input type="checkbox"/>

説明日：

●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（ガイドライン p 40参照）

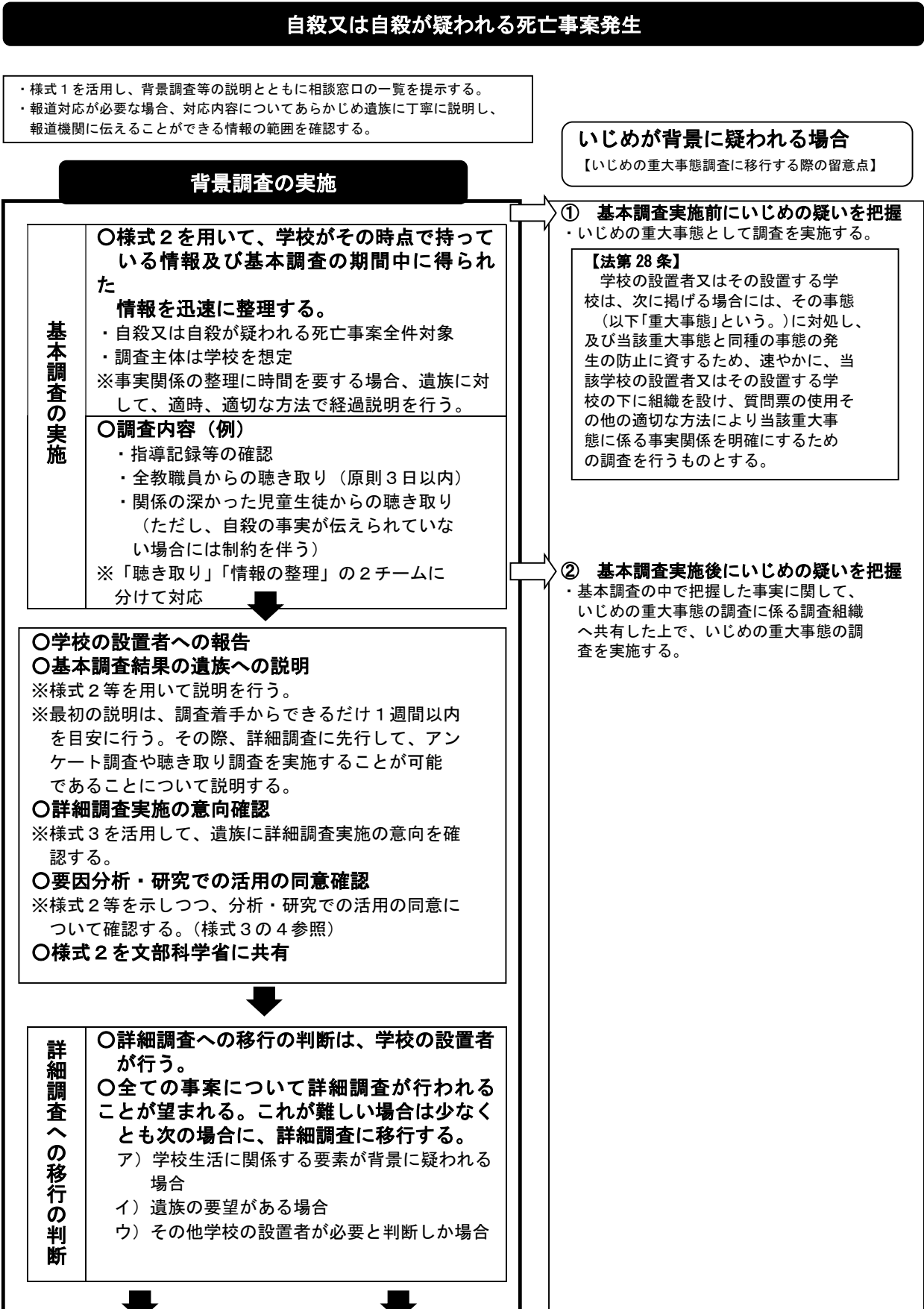
チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

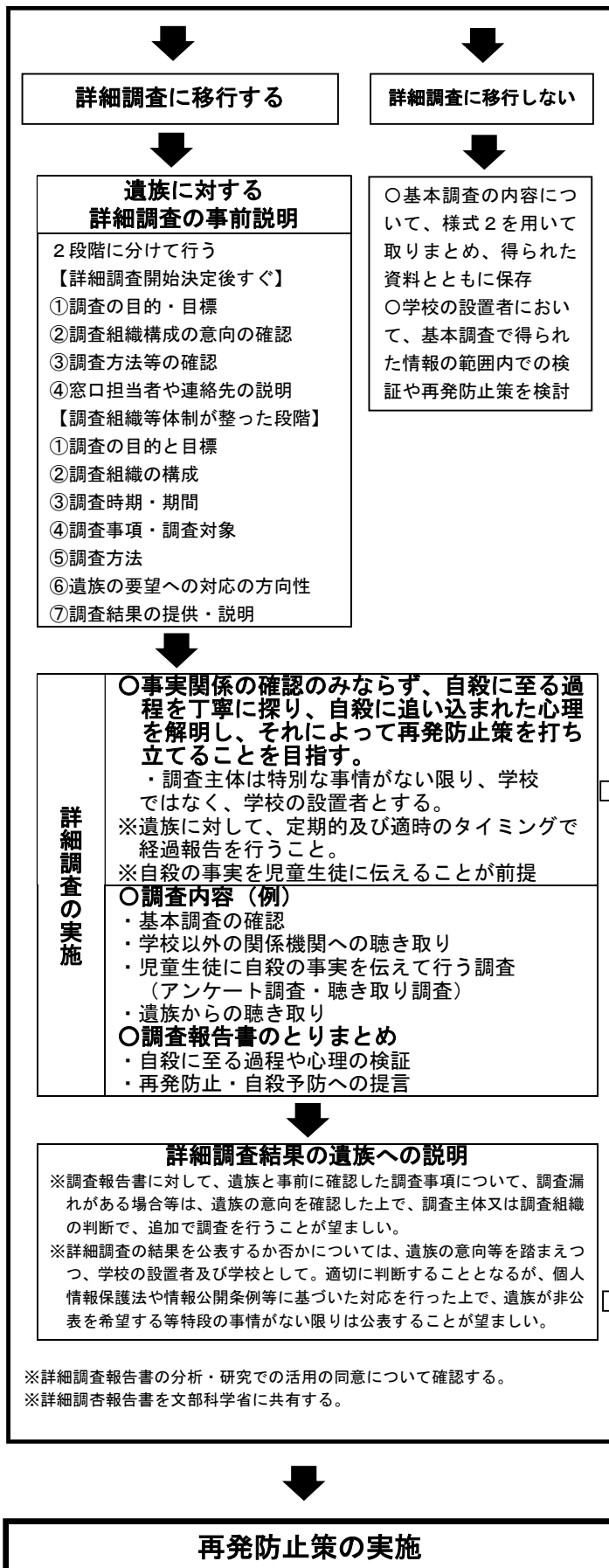
●地方公共団体の長等への報告及び公表（ガイドライン p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでない判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

5. 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

【一般的な背景調査の流れ（フロー図）】





③ 詳細調査開始後にいじめの疑いを把握

- ・重大事態のガイドライン第6章で示す内容が既に反映されている場合は、詳細調査の調査組織が、その時点で詳細調査において明らかになった事実等を引き継いだ上で、重大事態調査を行うことも考えられる。
- ・反映されていない場合は、詳細調査の調査組織に重大事態調査を行う上で必要な専門家や第三者を加えて、調査を実施する。

④ 詳細調査終了後にいじめの疑いを把握

- ・詳細調査を実施した調査組織が解散していなければ、③同様に、詳細調査を実施した調査組織がいじめの重大事態調査を行うことも考えられる。
- ・解散している場合は、新たに調査組織を設け、詳細調査の結果を踏まえつつ、いじめの重大事態調査を実施する。

6. おわりに

重大事態が発生した場合は、「**2. 重大事態への対処に関する基本姿勢**」に基づき、原則として、フロー図に沿い、チェックシートを参考に対処を行うが、詳細については、以下のガイドライン等を参考のうえ、丁寧に対応する必要がある。

- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン [改訂版] (令和6年8月 文部科学省)
- ◇ 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針 [改訂版] (令和7年12月 文部科学省)
- ◇ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (平成22年3月 文部科学省)

様式 1

いじめ重大事態の発生に関する報告について

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名 大阪府

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報（重大事態発生時）

学校名						学校
学年	年	性別		年齢		歳

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）

学校名			学校	学年	年
-----	--	--	----	----	---

(3) 学校の概要（重大事態発生時）

児童生徒数		学級数		教職員数	
-------	--	-----	--	------	--

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

--

- (5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

--

- (6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について
(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

--

- (7) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

- (8) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

様式2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名 大阪府

(1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

学校

学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

② 調査終了目途

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

④ その他

--

(4) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

(5) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先 (電話)
名前		

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会
教育長 様

泉佐野市 学校
校 長

いじめ重大事態（ 号事案）調査報告書

1. 調査主体 泉佐野市立 学校
2. 調査日時 令和 年 月 日～令和 年 月 日
3. 調査対象
4. 調査方法
5. 調査により判明した事案に関する児童

アルファベット	年 組 名 前 (よ み)	【被害・加害・関係者】(歳・性別等)
A		
B		
C		

適宜、行を追加・削除

6. 調査により判明した事案の概要

7. 事案後の対応について

8. 学校いじめ防止対策委員会概要

9. 事案の原因分析

10. 再発防止のとりくみ

参考様式④ 基本調査報告書（自殺又は自殺が疑われる死亡事案）

※得られた情報の範囲内で、情報を整理し、整理した情報を教育委員会に報告する。

文部科学省 令和7年12月 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針 [改訂版] より

令和 年 月 日

泉佐野市教育委員会教育長 様

泉佐野市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

基本調査（自殺又は自殺が疑われる死亡事案）報告書

基本調査における様式

1. 学校に関する基本的事項

- 学校名
- 校長名
- 設置者 国立 公立 私立 その他
- 学校種 小学校 中学校 義務教育学校 中等教育学校
 - 高等学校（ 全日制あり 定時制あり 通信制あり）
 - 特別支援学校（ 小学部 中学部 高等部）

2. 事案に関する基本的事項

- 児童生徒名
- 学年（ ）学年 ○年齢（ ）歳 ○性別 男 女
- 児童生徒の在籍状況
 - 小学校 中学校
 - 義務教育学校（ 前期課程 後期課程）
 - 中等教育学校（ 前期課程 後期課程）
 - 高等学校（ 全日制 定時制 通信制）
 - 特別支援学校（ 小学部 中学部 高等部）
- 事案発生日時
 - 死亡確認日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ
 - 発見日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ
 - 学校が把握した日時（ ）年（ ）月（ ）日（ ）時ころ
- 事案発生時の状況
（事案が発生した場所）
 - 自宅 下宿・寮 学校 自宅・学校以外の建物
 - 海・湖・河川 乗物 駅構内・鉄道線路 路上
 - その他（ ） 不明

(手段別の状況)

- 首つり 服毒(医薬品等) 練炭等 刃物
 入水(溺死含む) 飛び降り 飛び込み(走行中の電車、自動車等への飛び込み)
 その他() 不明

○事案の概要

発見時の状況や事案把握の端緒、経緯等を時系列に沿って記載

○児童生徒が死亡前に残した文書等の有無

- なし 遺書 メール SNSの書込み ブログ
 その他() 不明

3. 児童生徒に関する事項

- 成績 上位10%以上 上位10%~50%
 上位50%~上位90% 下位10%以下 分類不可

○成績の急激な低下 有 無 不明

具体的に、いつごろどのように下がったかを記載

○出席状況

(前年度)

出席()日 遅刻()日 早退()日 欠席()日

(直近1ヶ月) ※長期休業明けの場合は長期休業前の状況

- 欠席なし あり(1~4日 5~15日 16日以上)
 遅刻なし あり(1~4日 5~15日 16日以上)
 早退なし あり(1~4日 5~15日 16日以上)

上記の期間より前の期間を含めて、当該児童生徒の出席状況について顕著な状況があれば記載

○学校(担任や養護教諭、スクールカウンセラー等)への相談歴

- 有 無

(相談内容) ※該当するもの全てチェックすること

- 学業等に関する相談 入試に関する相談
 進路(入試以外)に関する相談 いじめに関する相談
 友人に関する相談 教職員に関する相談
 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談 学校生活における性別による偏見・差別に関する相談
 家族等に関する相談 病気の悩み(身体疾患)に関する相談

病気の悩み（精神疾患（うつ病・統合失調症など））に関する相談

その他（ ）

いつ、誰に相談したか、具体的な相談内容を記載

保健室の利用 有 無

時期、きっかけ等具体的に把握していれば記載

学校外の相談機関（保健所や民間団体等）の相談歴

有 無 不明

時期、相談先、相談内容等把握していれば記載

自殺未遂歴・自傷行為歴 有 無 不明

時期、回数、手段、誰が聞いたか等把握していれば記載

自殺をほのめかす言動（希死念慮） 有 無 不明

時期、回数、誰が把握したか等把握していれば記載

身体の不調 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

精神の不調 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

通院・入院歴の有無 有 無 不明

時期、病名等把握していれば記載

○障害者手帳 有 無 不明

(障害の種類： 身体障害 知的障害 精神障害 不明)

時期、治療歴等把握していれば記載

○発達障害の診断 有 無 不明

時期、治療歴等把握していれば記載

○学習面や生活面、対人関係等において学校内で配慮していた事項があったか

有 無

具体的に記載

○就学援助の対象 有 無 不明

家計急変等の事情等把握していれば記載

○家族構成 父 母 兄 姉 弟 妹 祖父母

その他 () 把握していない

保護者の職業や家庭環境等把握していれば記載

○自殺直前(直近2週間程度が目安)に本人が関係するトラブルや学校・部活動等のイベント、喪失体験等の大きな出来事があったか。

有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○入学・転学・編入学など前籍校から引き継いだ顕著な事項はあったか

有 無

具体的に記載

○その他特筆すべき事項 有 無

具体的に記載

4. 聴き取りにより把握した内容

(1) 全教職員からの聴き取りから把握した内容

○学習状況の変化や特徴 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○教室や部活動での様子の変化 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○服装、持ち物、提出物等の変化 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○友人、教職員との関係の変化

時期、内容等把握していれば記載

(2) 関係児童生徒からの聴き取りから把握した内容

○関係児童生徒から聴き取りを行ったか

行った 行っていない

○当該児童生徒との関係

具体的に記載

○自殺の事実を伝えたか。 伝えた 伝えなかった

具体的にどのような内容を、いつ、どの範囲で、どのように伝えたか記載

○教室や部活動での様子の変化 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○友人、教職員との関係の変化 有 無 不明

時期、内容等把握していれば記載

○当該児童生徒が関係児童生徒に悩みを相談していたか

していた していなかった 不明

相談内容に関して該当するものをチェック

※該当するもの全てチェックする

- 学業等に関する相談 入試に関する相談
- 進路（入試以外）に関する相談 いじめに関する相談
- 友人に関する相談 教職員に関する相談
- 教職員による体罰・不適切な指導等に関する相談
- 学校生活における性別による偏見・差別に関する相談
- 家族等に関する相談 健康等に関する相談
- その他（ ）

具体的に把握したことがあれば記載

(3) その他 ※保護者等

具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

5. その他の方法より把握した情報

○学校生活アンケート調査（いじめの把握のためのアンケート調査を含む）等の状況
具体的に把握したことがあれば記載（いつ実施したのか等も含めて記載）

○その他の方法

具体的に記載（把握した方法が何かを含めて記載）

6. 後の対応等

（1）学校の対応方針

具体的に記載（児童生徒・保護者・報道機関等への対応）

（2）遺族への対応方針

具体的に記載

7. 死亡した児童生徒に関して把握した事実（各項目ごとに回答）

※基本調査において学校で把握した事実についてチェックすること。また、チェック項目について、具体的に把握していることがあれば、それぞれ記載すること。

（学校問題に関する項目）※1つ以上チェックすること

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 学業不振に関する悩み | <input type="checkbox"/> 入試に関する悩み |
| <input type="checkbox"/> 進路に関する悩み（入試以外） | <input type="checkbox"/> いじめ（疑いを含む） |
| <input type="checkbox"/> 学友との関係での悩み（いじめ（疑いを含む）以外） | |
| <input type="checkbox"/> 教職員との関係での悩み | |
| <input type="checkbox"/> 教職員による体罰・不適切な指導等への悩み | |
| <input type="checkbox"/> 学校生活における性別による偏見・差別に関する悩み | |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | <input type="checkbox"/> 不明 |

【具体的な内容】

(健康問題に関する項目) ※1つ以上チェックすること

- 病気の悩み (身体疾患)
- 病気の悩み (精神疾患 (うつ病・統合失調症など))
- 身体障害の悩み
- その他 不明

【具体的な内容】

(家庭問題に関する項目) ※1つ以上チェックすること

- 親子関係での悩み
- その他の家族関係での悩み 介護・看病での悩み
- 家族の死亡 家族の将来に関する悩み
- 家族からのしつけ・叱責に関する悩み
- 家族・同居人からの虐待 (身体的・心理的・性的・ネグレクト)
(疑いを含む)
- その他 不明

【具体的な内容】

(その他) ※把握していることがあればチェックすること

- 就職失敗 職場関係での悩み (アルバイト等を含む) 失恋
- 交際相手からの暴力 ストーカー行為等 犯罪被害
- SNS・インターネット上のトラブル (いじめ (疑いを含む) 以外)
- 犯罪発覚等 (本人の非行行為等)
- 性的少数者であることの悩み 孤独感
- 後追い自殺
- その他 ()

【具体的な内容】